●国際委員会運営要綱

平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定

(組織)

第1 国際委員会(以下「委員会」という。)は、会長、副会長(日本学術会議会則第5条第3号担当)、各部の3名(うち1名は役員とする。)の会員及び必要に応じて会員・連携会員から選ばれる3名以内の委員をもって組織する。

(分科会等)

第2 委員会に、次の表のとおり分科会、小分科会及び小委員会を置く。分科会、小分科会及び小委員会の設置期間は備考欄に掲げる期間とし、委員長は期首又は適時に分科会、小分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

分科会等	調査審議事項	構成	備考
アジア学術会議等分科会	1. アジア学術会議	10 名程度の	設置期間:令和5年
	(SCA) の在り方等	会員又は連	10月1日~令和8
	の検討及び活動の	携会員	年9月30日
	推進に関すること		
	2. アジア科学アカ		
	デミー・科学協会連		
	合 (AASSA) への対		
	応に関すること		
ISC 等分科会	International	10 名程度の	設置期間:令和5年
	Science Council等	会員又は連	10月1日~令和8
	への対応に関する	携会員	年9月30日
	こと		
国際会議主催等検討分科会	日本で開催される国	副会長(日	設置期間:令和5年
	際会議の日本学術会	本学術会議	11月27日~令和8
	議の主催についての	会則第5条	年9月30日
	審議及び開催に関す	第3号担	
	ること並びに後援に	当)及び各	
	ついての審議に関す	部推薦の会	
	ること	員各2名並	
		びに会員又	
		は連携会員	
		若干名	

Gサイエンス学術会議分科会	G7各国等のアカデ	会長及び副	設置期間:令和5年
日 リイエン	G7谷国寺のアカア	会長(日本	11月27日~令和8
	等の活動に関するこ	学術会議会	年9月30日
	子の伯勒に関するこ	デ州云磯云 則第5条第	十 3 万 30 日
		列第3条第 3 号担当)	
		並びに会員 又は連携会	
国際対応聯盟支索八利会	加入国際労従国はの	員若干名 副会長(日	設置期間:令和5年
国際対応戦略立案分科会	加入国際学術団体の見直し及び日本学術	本学術会議	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11月27日~令和8
	会議の国際対応戦略	会則第5条	年9月30日
	に関すること 	第3号担	
		当)並びに	
		会員又は連	
		携会員若干 名	
フェチル・ファフの国際的	フ・チル・マ	• •	凯里姆朗· <u></u>
フューチャー・アースの国際的	フューチャー・アー		設置期間:令和5年
展開対応分科会	スの国際事務局及び	本学術会議	11月27日~令和8
	アジア地域事務局に関することが表現る	会則第5条	年9月30日
	関すること並びにフ	第3号担 当)及び10	
	ューチャー・アース		
	に関連する国際会議	名以内の会 員又は連携	
	への代表の派遣及び 会議の運営支援に関		
	古哉の連貫又抜に関	会員	
 科学者に関する国際人権対応	1. 科学者に関する	副会長(日	設置期間:令和5年
分科会	国際的な人権状況及		11月27日~令和8
	び問題を調査審議す	会則第5条	年9月30日
	ること	第3号担	十 3 万 30 日
	2. アカデミー及び		
	学術団体の国際人権	員又は連携	
	ネットワーク (The	会員若干名	
	International		
	Human Rights		
	Network of		
	Academies and		
	Scholarly		
	Societies) への対応		
	に関すること		
	に困りること		

持続可能な社会のための科学 と技術に関する国際会議 2024 分科会 IAU 分科会	持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2024を開催するために必要な企画立案及び実施準備に関すること 国際天文学連合(IAU)への対応に関すること	副会長 会術5 第3 第3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	設置期間:令和6年 3月25日~令和7 年3月31日まで 物理学委員会IAU分 科会と兼ねる。 (設置期間は、分野 別委員会運営要綱 において定める。以 下、同じ。)
IUGG 分科会	国際測地学及び地 球物理学連合 (IUGG) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	地球惑星科学委員 会 IUGG 分科会と兼 ねる。
IUPAC 分科会	国際純正・応用化学 連合 (IUPAC) への 対応に関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	化学委員会 IUPAC分 科会と兼ねる。
IUPAP 分科会	国際純粋・応用物理 学連合 (IUPAP) へ の対応に関するこ と	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	物理学委員会・総合 工学委員会合同 IUPAP 分科会と兼ね る。
URSI 分科会	国際電波科学連合 (URSI) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	電気電子工学委員 会 URSI 分科会と兼 ねる。
IUBS 分科会	国際生物科学連合 (IUBS) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	基礎生物学委員 会・統合生物学委員 会合同 IUBS 分科会 と兼ねる。
IGU 分科会	国際地理学連合 (IGU) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	地球惑星科学委員 会 IGU 分科会と兼ね る。
IMU 分科会	国際数学連合 (IMU) への対応に関する こと	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	数理科学委員会 IMU 分科会と兼ねる。

PSA 分科会	太平洋学術協会 (PSA) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	食料科学委員会・農 学委員会合同PSA分 科会と兼ねる。
IUCr 分科会	国際結晶学連合 (IUCr) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	化学委員会 IUCr 分 科会と兼ねる。
IUHPST 分科会	国際科学史・科学基 礎論連合 (IUHPST) への対応に関する こと	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	史学委員会 IUHPST 分科会と兼ねる。
IUTAM 分科会	国際理論応用力学 連盟 (IUTAM) への 対応に関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	機械工学委員会・総 合工学委員会・土木 工学・建築学委員会 合同理論応用力学 分科会と兼ねる。
IUTAM・国際連携小委員会	国際理論応用力学 連盟 (IUTAM) への 対応に関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	機械工学委員会・総 合工学委員会・土木 工学・建築学委員会 合同理論応用力学 分科会 IUTAM・国際 連携小委員会と兼 ねる。
IUPS 分科会	国際生理科学連合 (IUPS) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	基礎医学委員会 IUPS 分科会と兼ね る。
ICO 分科会	国際光学委員会 (ICO) への対応に 関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	総合工学委員会 ICO 分科会と兼ねる。
IUBMB 分科会	国際生化学・分子生 物学連合 (IUBMB) への対応に関する こと	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	基礎医学委員会 IUBMB 分科会と兼ね る。
SCAR 分科会	南極研究科学委員 会 (SCAR) への対応 に関すること	分野別委員 会運営要綱 において定 める。	地球惑星科学委員 会地球惑星科学国 際連携分科会と兼 ねる。

SCAR 小委員会	南極研究科学委員	分野別委員	地球惑星科学委員
OCAR 小安貝云	, ,., = , , , , , , , , , , , , , , ,	分野別安貝 会運営要綱	地球恐星科子安貝
	会 (SCAR) への対応		· · - · · - - · · ·
	に関すること	において定	際連携分科会 SCAR
1) 61 4		める。	小委員会と兼ねる。
COSPAR 分科会	宇宙空間研究委員	分野別委員	地球惑星科学委員
	会 (COSPAR) への対	会運営要綱	会地球惑星科学国
	応に関すること	において定	際連携分科会と兼
		める。	ねる。
COSPAR 小委員会	宇宙空間研究委員	分野別委員	地球惑星科学委員
	会 (COSPAR) への対	会運営要綱	会地球惑星科学国
	応に関すること	において定	際連携分科会
		める。	COSPAR 小委員会と
			兼ねる。
SCOR 分科会	海洋研究科学委員	分野別委員	地球惑星科学委員
	会 (SCOR) への対応	会運営要綱	会 SCOR 分科会と兼
	に関すること	において定	ねる。
		める。	
IUGS 分科会	国際地質科学連合	分野別委員	地球惑星科学委員
1000 77 112	(IUGS) への対応に	会運営要綱	会 IUGS 分科会と兼
	関すること	において定	ねる。
	A / S C C	める。	43.20
IUPAB 分科会	国際純粋・応用生物	分野別委員	基礎生物学委員
101 M 37 7 A	物理学連合(IUPAB)	会運営要綱	会 · 統合生物学委員
	への対応に関する	云壁音安 において定	会合同 IUPAB 分科会
	こと	める。	と兼ねる。
CODATA ASIA		-	7,7
CODATA 分科会	科学技術データ委	分野別委員	情報学委員会国際
	員会 (CODATA) への	会運営要綱	サイエンスデータ
	対応に関すること	において定	分科会と兼ねる。
TD		める。	タンナツバゴ・ロ ヘ・エロ・ハ
IEA 分科会	国際経済学協会	分野別委員	経済学委員会 IEA 分
	(IEA) への対応に	会運営要綱	科会と兼ねる。
	関すること	において定	
		める。	
INQUA 分科会	国際第四紀学連合	分野別委員	地球惑星科学委員
	(INQUA) への対応	会運営要綱	会地球惑星科学国
	に関すること	において定	際連携分科会と兼
		める。	ねる。
INQUA 小委員会	国際第四紀学連合	分野別委員	地球惑星科学委員
	(INQUA) への対応	会運営要綱	会地球惑星科学国
	に関すること	において定	際連携分科会 INQUA
		める。	小委員会と兼ねる。
	1	, • •	- 2210 = 7101 = 00

IMA 分科会	国際鉱物学連合	分野別委員	地球惑星科学委員
	(IMA) への対応に	会運営要綱	会地球惑星科学国
	関すること	において定	際連携分科会と兼
		める。	ねる。
IMA 小委員会	国際鉱物学連合	分野別委員	地球惑星科学委員
	(IMA) への対応に	会運営要綱	会地球惑星科学国
	関すること	において定	際連携分科会 IMA 小
		める。	委員会と兼ねる。
SCOSTEP 分科会	太陽地球系物理	分野別委員	地球惑星科学委員
	学・科学委員会	会運営要綱	会地球惑星科学国
	(SCOSTEP) への対	において定	際連携分科会と兼
	応に関すること	める。	ねる。
SCOSTEP 小委員会	太陽地球系物理	分野別委員	地球惑星科学委員
	学・科学委員会	会運営要綱	会地球惑星科学国
	(SCOSTEP) への対	において定	際連携分科会
	応に関すること	める。	SCOSTEP-STPP 小委
			員会と兼ねる。
IFAC 分科会	国際自動制御連盟	分野別委員	機械工学委員会・総
	(IFAC) への対応に	会運営要綱	合工学委員会・電気
	関すること	において定	電子工学委員会合
		める。	同 IFAC 分科会と兼
			ねる。
IUNS 分科会	国際栄養科学連合	分野別委員	食料科学委員会・農
	(IUNS) への対応に	会運営要綱	学委員会・健康・生
	関すること	において定	活科学委員会合同
		める。	IUNS 分科会と兼ね
			る。
WFEO 分科会	世界工学団体連盟	分野別委員	土木工学・建築学委
	(WFEO) への対応に	会運営要綱	員会・情報学委員
	関すること	において定	会・総合工学委員会
		める。	合同 WFEO 分科会と
			兼ねる。
IEHA 分科会	国際経済史協会	分野別委員	経済学委員会 IEHA
	(IEHA) への対応に	会運営要綱	分科会と兼ねる。
	関すること	において定	
		める。	
WCRP 分科会	世界気候研究計画	分野別委員	環境学委員会・地球
	(WCRP) への対応に	会運営要綱	惑星科学委員会合
	関すること	において定	同 FE・WCRP 合同分
		める。	科会と兼ねる。

CICII 八彩스	国際展出党委具合	八冠印金旦	山岸禾昌春豆败展
CISH 分科会	国際歴史学委員会	分野別委員	史学委員会国際歴
	(CISH) への対応に	会運営要綱	史学会議等分科会
	関すること	において定	と兼ねる。
		める。	
IUPHAR 分科会	国際薬理学連合	分野別委員	基礎医学委員会
	(IUPHAR) への対応	会運営要綱	IUPHAR 分科会と兼
	に関すること	において定	ねる。
		める。	
ICA 分科会	国際地図学協会	分野別委員	地球惑星科学委員
	(ICA) への対応に	会運営要綱	会IGU分科会と兼ね
	関すること	において定	る。
		める。	
ICA 小委員会	国際地図学協会	分野別委員	地球惑星科学委員
	(ICA) への対応に	会運営要綱	会 IGU 分科会 ICA 小
	関すること	において定	委員会と兼ねる。
		める。	SAT CARAGO
ICLAS 分科会	国際実験動物科学	分野別委員	基礎医学委員会
	会議 (ICLAS) への	会運営要綱	ICLAS 分科会と兼ね
	対応に関すること	云 達 百 安 禍 において定	る。
	刈心に関すること		√ 0∘
AAGGDDG AAN A	ラジラ打入が坐布	める。 ************************************	<i>数</i> 如同數44.1
AASSREC 分科会	アジア社会科学研	第一部国際	第一部国際協力分
	究協議会連盟	協力分科会	科会と兼ねる。
	(AASSREC) への対	の委員の構	(設置期間は、部が
	応に関すること	成と同じ。	直接統括する分野
			別委員会合同分科
			会についてにおい
			て定める。)
IASC 分科会	国際北極科学委員	分野別委員	地球惑星科学委員
	会 (IASC) への対応	会運営要綱	会地球惑星科学国
	に関すること	において定	際連携分科会と兼
		める。	ねる。
			(設置期間は、分野
			別委員会運営要綱
			において定める。以
			下、同じ。)
IASC 小委員会	 国際北極科学委員	分野別委員	地球惑星科学委員
	会 (IASC) への対応	会運営要綱	会地球惑星科学国
	に関すること	において定	際連携分科会 IASC
		める。	小委員会と兼ねる。

IUMS 分科会	国際微生物学連合	分野別委員	農学委員会・基礎生
	(IUMS) への対応に	会運営要綱	物学委員会·食料科
	関すること	において定	学委員会・基礎医学
		める。	委員会・臨床医学委
			員会合同 IUMS 分科
			会と兼ねる。
CIGR 分科会	国際農業工学会	分野別委員	食料科学委員会・農
	(CIGR) への対応に	会運営要綱	学委員会合同 CIGR
	関すること	において定	分科会と兼ねる。
		める。	
IUSS 分科会	国際土壌科学連合	分野別委員	農学委員会・食料科
	(IUSS) への対応に	会運営要綱	学委員会合同 IUSS
	関すること	において定	分科会と兼ねる。
		める。	

(庶務)

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、事務局参事官 (国際業務担当)において処理する。ただし、分科会、小分科会及び小委員会の庶務に ついては、委員会において別に定める。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、 委員会が定める。

RKH BII

- この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成17年10月27日日本学術会議第4回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年1月23日日本学術会議第7回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年4月10日日本学術会議第11回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年7月26日日本学術会議第21回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

- **附 則**(平成19年2月22日日本学術会議第33回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成19年6月21日日本学術会議第39回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。(ただし別表第2 第2回バイオ鉄学会総会小分科会から第5回国際自律神経科学会議小分科会までの項の削除は平成20年4月1日から施行する)
 - **附 則**(平成20年3月6日日本学術会議第52回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - **附 則**(平成20年7月24日日本学術会議第60回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。ただしPSA分科会の施行については日本学術会 議細則(平成20年10月1日日本学術会議第154回総会決定)の決定の日とする。
 - **附 則**(平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - **附 則**(平成20年11月27日日本学術会議第68回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。ただし別表2 第1回世界加速器会議小分科会から 第29回国際臨床神経生理学会小分科会までの項を加える決定は、平成21年7月1日から施行する。
 - **附 則**(平成21年12月24日日本学術会議第86回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - **附 則**(平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - 附 則(平成22年7月1日日本学術会議第99回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - 附 則(平成22年12月9日日本学術会議第113回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - 附 則(平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
 - 附 則(平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定) この決定は、平成23年10月1日から施行する。

- **附 則**(平成23年11月16日日本学術会議第140回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 **則**(平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成24年7月27日日本学術会議第155回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成26年1月31日日本学術会議第187回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成26年2月28日日本学術会議第188回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成26年11月21日日本学術会議第205回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

- **附 則**(平成27年5月22日日本学術会議第213回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 **則**(平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成27年10月1日日本学術会議第219回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成28年2月26日日本学術会議第225回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成28年7月29日日本学術会議第232回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成29年4月28日日本学術会議第233回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成29年6月23日日本学術会議第247回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附** 則(平成29年10月4日日本学術会議第255回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成29年11月24日日本学術会議第257回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(平成30年1月25日日本学術会議第259回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。

- 附 則(平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 **則**(令和元年5月30日日本学術会議第278回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(令和2年5月28日日本学術会議第291回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(令和2年10月29日日本学術会議第302回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- **附 則**(令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(令和4年2月24日日本学術会議第322回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 則(令和5年8月29日日本学術会議第351回幹事会決定) この決定は、令和5年10月1日から施行する。
- 附 則(令和5年11月27日日本学術会議第358回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。
- 附 **則**(令和6年3月25日日本学術会議第364回幹事会決定) この決定は、決定の日から施行する。